

<問題1>

AからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認したら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に該当する貨物αを購入し、海外で販売する予定である。貨物αは、NSG（原子力供給国グループ）のサイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認するとよい。
- B 本邦の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の3の2の項に関連する貨物αを購入し、海外で販売する予定である。貨物αは、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認するとよい。
- C 本邦の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の4の項に関連する貨物αを購入し、海外で販売する予定である。輸出令別表第1の4の項は、MTCR（ミサイル技術管理レジーム）の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認するとよい。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 2>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令第4条第1項第三号イ中の「経済産業省令」とは、核兵器等開発等省令のことである。
- B 輸出令第4条第1項第三号ハ中の「経済産業省令」とは、通常兵器開発等省令のことである。
- C 輸出令第4条第1項第三号ロ中の「開発等」とは、「開発、製造又は使用」をいう。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題3>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(外為令別表の3の項)

| 項番 | 技術 |
|----|--|
| 3 | (1)輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (2)輸出貿易管理令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの |

- A 外為令別表の3の項(1)では、輸出令別表第1の3の項(1)に該当する貨物の設計、製造又は使用に関連するプログラムは規制されていない。
- B 外為令別表の3の項に該当する技術は、外為令別表の16の項の技術に該当しない。
- C 外為令別表の3の項(1)では、輸出令別表第1の3の項(1)に該当する貨物の設計、製造又は使用に関連する技術であつて、貨物等省令で定めるものを規制している。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題4>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)2に該当する貯蔵容器1台(総価額50万円)の注文を受けた。当該貯蔵容器を民生用途で英国のメーカーYに輸出する場合、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、イラクにある国連の事務所から連絡用に輸出令別表第1の9の項(1)に該当する無線通信装置(総価額10万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYより、住宅建築用に輸出令別表第1の1の項(1)に該当する産業用銃(総価額5万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題5>

AからCまでのうち、輸出許可申請について、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 本邦にあるメーカーXは、ウクライナにあるメーカーYより合金1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、重水の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、タイにあるメーカーYよりアンモニア1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該アンモニアを使用して、肥料の製造に使用すると連絡があった。なお、当該肥料製造は、タイ陸軍の委託を受けている。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、チェコにあるメーカーYより合金1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、通常兵器の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、通常兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題6>

AからCまでは、外為法等遵守事項の資料管理に関する事例である。下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、輸出先の用途は民生用途である。

- A 本邦にあるメーカーは、英国にあるメーカーに外為令別表の15の項に該当する技術 α を輸出した。この場合、技術 α の提供関連書類等は、技術の提供時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーは、輸出許可を取得して、米国にあるメーカーに輸出令別表第1の2の項(12)に該当する貨物 α を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーは、米国にあるメーカーに輸出令別表第1の16の項に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題7>

AからCのうち、外為法第69条の6の罰金刑が科される場合、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項(12)に該当する貨物(価格3億円)を無許可で輸出した場合の罰金は、15億円以下である。
- B 外為令別表の9の項(1)に該当する技術(価格100万円)を無許可で提供した場合の罰金は、3,000万円以下である。
- C 輸出令別表第1の16の項に該当する貨物(価格200万円)を無許可で輸出した場合の罰金は、2,000万円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 8>

遵守基準省令について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、国内専業のメーカーで、普段から全く輸出は行っていない。顧客Yに頼まれて、先週、やむなく米国にある顧客Yの子会社に輸出令別表第1の16の項に該当する軸受を輸出した。メーカーXは、今後、輸出を行わないとしても遵守基準省令により「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の16の項に該当する中古自転車100台を毎日、タイにあるメーカーYに輸出している。メーカーXは、遵守基準省令により、「該非確認責任者」を選任する法的義務はない。
- C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額150万円)を毎日、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使って、米国にある子会社に輸出している。メーカーXは、遵守基準省令により、「統括責任者」を選任する法的義務がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 9>

特別一般包括役務取引許可について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・本邦にあるメーカーXは、特別一般包括役務取引許可を取得している。
- ・提供先の用途は、全て民生用途である。

- A メーカーXは、中国（は地域②）にあるメーカーYと契約し、来週、外為令別表の3の2の項（2）に該当する技術を米国（い地域①）にあるメーカーYの工場に提供する予定である。この場合、メーカーXは、特別一般包括役務取引許可を適用して、メーカーYの米国工場に提供することができる。
- B メーカーXは、韓国（り地域）にあるメーカーYと契約し、来週、外為令別表の3の2の項（2）に該当する技術を米国（い地域①）にあるメーカーYの工場に提供する予定である。この場合、メーカーXは、特別一般包括役務取引許可を適用して、メーカーYの米国工場に提供することができる。
- C メーカーXは、米国（い地域①）にあるメーカーYと契約し、来週、外為令別表の3の2の項（2）に該当する技術を台湾（に地域②）にあるメーカーYの工場に提供する予定である。この場合、メーカーXは、特別一般包括役務取引許可を適用して、メーカーYの台湾工場に提供することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

(参考条文) 包括許可取扱要領 [別表B]・抜粋
[3の2の項]

| 提供地 | い地域① | は地域① | は地域② (ち地域を除く。) | に地域② (ち地域を除く。) | ち地域 | り地域 |
|----------------------|--------|------|-------------------|-------------------|-----|------|
| 外為令別表項番 | | | | | | |
| 外為令別表の3の2の項（2）に掲げる技術 | 特別一般一般 | 特別一般 | 特定 | 特定 | — | 特別一般 |

<問題 10>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(参考) 輸出令別表第1

| 項番 | 貨物 |
|----|--|
| 2 | 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (14) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置(4の項の中欄に掲げるものを除く。) |
| 4 | 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (13) アイソスタチックプレス又はその制御装置 |
| 6 | 次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (4) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(4の項の中欄に掲げるものを除く。) |

- A 輸出令別表第1の4の項(13)に該当するアイソスタチックプレスは、輸出令別表第1の2の項(14)及び輸出令別表第1の6の項(4)にも該当する。
- B アイソスタチックプレスの附属品は、輸出令別表第1の6の項(4)で該非判定をする。
- C 輸出令別表第1の2の項(14)で該当する部分品は、輸出令別表第1の6の項(4)に該当しない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 11>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、韓国のメーカーYより特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号集積回路（価額500万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の無線装置の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件に基づく、「届出」が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、英国のメーカーYより特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（価額500万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車のコントローラの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件に基づく、「報告」が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、タイの警察より特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（1）に該当する無線通信装置（価額500万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、山岳での人命救助に使用すると連絡を受けた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件に基づく、「届出」が必要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 1 2>

外為法第 25 条第 4 項の規定について、後記 1 から 3 までの中から、正しい用語の組合せを 1 つ選びなさい。

外為法第 25 条第 4 項

(A) は、(B) との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の (C) の移動を伴う (C) の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

1. (A) には、「非居住者」が入る。(C) には、「技術」が入る。
2. (A) には、「居住者」が入る。(C) には、「技術」が入る。
3. (B) には、「非居住者」が入る。(C) には、「貨物」が入る。

<問題 13>

遵守基準省令第1条第二号ハ、ニ、への規定に関して、(A)にあてはまる正しい用語を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- ハ 該非確認に係る(A)を定めること。
- ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途(当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合にあっては、当該特定重要貨物等を利用する者又は需要者に係る情報を含む。)を確認する(A)を定め、当該(A)に従って用途の確認を行うこと。
- ヘ 輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る(A)を定め、当該(A)に従って監査を定期的実施するよう努めること。

1. 輸出管理内部規程
2. 手続
3. マニュアル

<問題 14>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 役務通達では、「プロトタイプ製作及び試験」は、「設計」にあたる。
- B 役務通達では、「修理」は、「使用」にあたる。
- C 役務通達では、「検査」は、「使用」にあたる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 15>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当する液体 α の注文を受けた。メーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)2に該当する貯蔵容器(通い容器)に液体 α を入れて、中国に輸出する予定である。この貯蔵容器(通い容器)は、中国に輸出後、本邦にあるメーカーXに戻るのであれば、輸出許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)7に該当するバルブ α を米国で行われる国際展示会に出品し、展示会終了後、本邦に持ち帰る予定である。バルブ α を輸出し、国際展示会終了後、本邦にあるメーカーXに戻るのであれば、輸出許可は不要である。
- C 米国にあるメーカーXは、輸出令別表第1の3の項(2)7に該当するバルブ α を本邦で行われる国際展示会に出品し、展示会終了後、米国に持ち帰る予定である。バルブ α を本邦に輸入し、国際展示会終了後、米国にあるメーカーXに戻るのであれば、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 16>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A ワッセナー・アレンジメントの Munitions List にあたる貨物は、輸出令別表第3の3に規定されている。
- B ワッセナー・アレンジメントの Basic List にあたる技術は、提出書類通達の別表2の付表1に規定されている。
- C ワッセナー・アレンジメントの Very Sensitive List にあたる貨物は、輸出令別表第1の15の項に規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 17>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にある家電メーカーYから、告示貨物ではない輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受 α （総価額90万円）の注文をうけた。メーカーXは、この場合、当該軸受 α について少額特例を適用して輸出することはできるが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできない。
- B 本邦にあるメーカーXは、米国にある家電メーカーYから輸出令別表第1の14の項(1)に該当する金属燃料 α （総価額80万円）の注文を受けた。メーカーXは、この場合、当該金属燃料 α について少額特例を適用して輸出することはできるが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできない。
- C 本邦にあるメーカーXは、米国にある家電メーカーYから輸出令別表第1の15の項(1)に該当する無機繊維 α （総価額3万円）の注文をうけた。メーカーXは、この場合、当該無機繊維 α について少額特例を適用して輸出することはできるが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

運用通達 1-1 (5) の「総価額の取扱い」について、以下の (A) にあてはまる正しい用語を後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

運用通達 1-1

(5) 総価額の取扱い

輸出令第 4 条第 1 項に規定している「総価額」は次により取り扱う。

- (イ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、(A) の鑑定価格をいう。
- (ロ) 略

1. 安全保障貿易審査課
2. 経済産業大臣
3. 税関

<問題 19>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 通常兵器開発等省令第一号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する通常兵器キャッチオール規制の用途要件についての規定である。
- B 通常兵器開発等省令第二号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する通常兵器キャッチオール規制の需要者要件についての規定である。
- C 通常兵器開発等省令第三号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する通常兵器キャッチオール規制の需要者要件についての規定である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題 20>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、告示貨物ではない輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(価額80万円)を韓国にあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。当該軸受は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、航続距離300キロを超える無人航空機の製造用である。この場合、貿易会社Xは、少額特例が適用できるので外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請は不要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの台湾支店は、外為令別表の1の項に該当する銃の設計図面を米国にあるメーカーYより購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。当該銃の設計図面は、メーカーYよりメーカーZに直接提供される。この場合、貿易会社Xは外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を英国にあるメーカーYより購入し、オーストラリアにあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、建築用途であっても貿易会社Xは、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXの代表取締役社長と営業部長は、売り上げが激減したため、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する測定装置(価格200万円)を非該当と偽って申告し、無許可で中国の軍事関連メーカーYに輸出した。この場合、メーカーXに対する罰金は、外為法第72条第1項により、3,000万円以下である。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

外為令別表の1の項は、外為令別表の規定のみで、対応する貨物等省令はない。

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にある貿易会社Xは、米国の技術やソフトウェアに基づく直接製品でも米国原産品目を組み込んだ組込品でもない100%オーストラリア原産品目を米国経由で輸入し、日本から中国の家電メーカーYに輸出する場合、EARの再輸出規制の対象となる。

<問題 24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号（ECCN）の2桁目の英記号は品目の形態を表し、「A」は、当該品目が「装置、アッセンブリ及び構成要素」であることを示している。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)の大量破壊兵器エンドユース規制では、輸出及び再輸出のみでなく国内移転も規制対象となっている。

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第15回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

| | |
|-------------|--|
| 外為法 | 外国為替及び外国貿易法 |
| 輸出令 | 輸出貿易管理令 |
| 外為令 | 外国為替令 |
| 貨物等省令 | 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 |
| 貿易外省令 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 |
| 遵守基準省令 | 輸出者等遵守基準を定める省令 |
| 核兵器等開発等省令 | 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 |
| 通常兵器開発等省令 | 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令 |
| 無償告示 | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物 |
| 少額特例 | 輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例 |
| 役務通達 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について |
| 外為法等遵守事項 | 「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）に記載されている。 |
| 運用通達の10%ルール | 「輸出貿易管理令の運用について」1-1（7）（イ） |
| 輸出令別表第3 | アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 |
| 輸出令別表第3の2 | アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン |
| 告示貨物 | 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物 |
| 付表技術 | 提出書類通達の別表2の付表1 |
| 提出書類通達 | 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について |